杉 並 \overline{X} 幼 稚 袁 教 育 職 員 の 勤 務 時 間 休 日 休 睱 等 に 関 す る 条 例 の 部 を

改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 +Ξ 年 月 +_ 日

提 出 者 杉 並

 $\overline{\times}$ 長 田

中

良

杉 並 \overline{X} 幼 稚 袁 教 育 職 員 の 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 の 部 を

改 正 す る 条 例

杉 並 X 幼 稚 袁 教 育 職 員 の 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 $\overline{}$ 平 成 十 年 杉 並 X 条 例

第 + 七 号 $\overline{}$ の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

第 条 中 _ 教 頭 教 諭 養 護 教 諭 助 教 諭 養 護 助 教 諭 及 び 講 師 常 時 勤 務 の 者 及 び 地

占 め る 者 $\overline{}$ 以 下 _ 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 _ لح 61 う に 限 る ᆫ を _ 副 袁 長 教 諭 及 び

養 護 教 諭 _ に 改 め る

方

公

務

員

法

第

+

八

条

の

五

第

項

又

は

第

+

八

条

の

六

第

項

に

規

定

す

る

短

時

間

勤

務

の

職

を

第 Ξ 条 第 \equiv 頂 中 _ 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 _ を _ 地 方 公 務 員 法 第 + 八 条 の 五 第 項 又 は

第 + 八 条 の 六 第 項 に 規 定 す る 短 時 間 勤 務 の 職 を 占 め る 者 以 下 _ 再 任 用 短 時 間 勤 務 職

員 ۲ しし う。 $\overline{}$ _ に 改 め る。

第 + 条 の Ξ の 次 に 次 の 条 を 加 え る

(超勤代休時間)

第 除 + た 定 置 て 並 +Ξ 日 め の \overline{X} L١ 条 条 る 対 教 条 た 日 の 第 期 象 育 例 の 規 + 間 لح 委 第 兀 に 兀 割 定 内 な 員 十 に 条 に る 会 八 教 IJ ょ ベ 規 号 振 第 あ 育 ㅎ $\overline{}$ 委 5 IJ る 則 れ 割 頂 第 時 の 第 員 _ 兀 間 会 た IJ に 定 + 条 振 お は 勤 め 務 5 11 又 以 る 条 時 て は 下 لح 第 杉 れ こ 五 間 た 第 並 ろ の 日 勤 六 超 頂 \overline{X} 全 を 条 勤 に 幼 務 の 含 部 日 第 代 ょ 規 稚 又 む 等 休 1) 定 袁 は _ 頂 畤 に 教 当 $\overline{}$ لح 間 の ょ 育 部 61 規 _ 該 職 及 1) び う を 定 لح 超 超 員 指 第 に 11 過 過 の う 定 + $\overline{}$ ょ 勤 勤 給 す 兀 の IJ 務 務 与 う 正 手 る 条 手 に こ 第 ち 規 لح 当 当 関 لح 次 の の し を す て 支 が 条 頂 勤 る 務 部 給 条 で に に ㅎ 規 す 規 時 教 の 例 間 支 ベ る 定 定 育 す 平 す が 委 給 き 員 に 職 成 る る 割 代 休 1) 会 代 + 員 規 休 日 振 わ に 日 5 則 る 対 年 $\overline{}$ 杉 を 第 れ で 措 L

2 務 す 前 る 項 こ の لح 規 を 定 命 に ぜ ょ 5 IJ れ 超 る 勤 場 代 合 休 を 畤 間 除 き を 指 正 定 規 さ れ **ഗ** た 勤 務 職 時 員 間 は に 当 お 該 61 て 超 勤 も 代 勤 務 休 す 時 る 間 こ に لح は を 要 特 U に な 勤

た 日 第 + _ 四 を 条 第 \neg 勤 — 項 務 日 中 等 \neg 第 第 四 条 + _ 又 条 は 第 の 六 兀 条 第 第 _ 項 _ 項 の 規 の 規 定 に 定 ょ に ょ 1) 超 1) 正 勤 代 規 休 の 時 勤 間 務 が 時 指 間 定 が さ 割 れ 1) 振 た 勤 5 務 れ

附則

日

等

_

に

改

め

る

11

1

こ

の

条

例

は

平

成

+

Ξ

年

兀

月

_

日

か

5

施

行

す

る。

部

2 を 次 杉 並 の ょ \overline{X} う 幼 稚 に 改 袁 正 教 す 育 る 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 $\overline{}$ 平 成 + 年 杉 並 X 条 例 第 + 八 号 の

第 + 九 条 第 項 中 _ لح き は の 下 に \neg 勤 務 時 間 条 例 第 十 条 の 兀 第 項 に 規 定 す る

超勤代休時間及び」を加える。

第二十条に次の二項を加える。

6 て 規 支 え て 定 給 勤 当 す に 勤 務 る 係 務 該 時 る 超 間 勤 U 務 次 た 勤 条 全 代 **ഗ** 例 各 時 休 第 時 間 号 間 時 + 当 間 に の う 掲 に 条 た 1) げ ち 職 の 当 の る 員 兀 第 給 時 該 が 与 間 超 勤 _ に 勤 務 項 額 に 対 代 L に L 休 な 規 当 て 畤 か 定 す 該 は つ 間 各 の た る 号 当 指 لح 超 に 定 ㅎ 該 勤 に 掲 時 は 代 げ 間 ょ 休 る _ 1) 時 前 時 時 代 項 間 間 間 え に を の に 5 規 指 \overline{X} つ れ 定 定 す 分 き た さ に 超 れ る 応 第 過 六 た じ + 場 勤 + て 合 務 時 当 手 間 に 該 条 当 を お 各 に 超 **ത** しし

の で 時 割 定 ま 前 合 め で 項 る 第 に の 百 割 間 _ 分 合 で 号 の $\overline{}$ あ に そ る 掲 + 場 げ の 五 畤 合 る を 間 は 時 が 間 加 算 午 百 L 後 分 百 た + 分 の 割 時 百 の 合 か 七 百 $\overline{}$ + 5 五 翌 五 + を 減 日 $\overline{}$ $\overline{}$ じ そ の か た 午 5 の 割 前 第 時 合 間 五 時 が 頂 ま に 午 で 規 後 の 定 十 間 す 時 で る か 教 5 あ る 育 翌 場 委 日 合 員 の 会 は 午 規 前 則 そ 五

じ

て

得

た

額

の

超

過

勤

務

手

当

を

支

給

す

る

こ

لح

を

要

L

な

11

号

に

定

め

る

割

合

の

範

井

内

で

人

事

委

員

会

の

承

認

を

得

て

教

育

委

員

会

規

則

で

定

め

る

割

合

を

乗

7 め 第 兀 る 前 項 割 項 合 第 に 規 を 号 定 減 す じ に る た 掲 七 割 げ 合 畤 る 間 時 間 兀 十 五 百 分 分 に の 達 五 + す る か ま 5 で 第 の Ξ 間 項 の に 勤 規 務 定 に す 係 る る 教 時 育 間 委 に 員 つ 会 L١ 規 て 則 前 で =定

項

の

規

定

ത

適

用

が

あ

る

場

合

に

お

け

る

当

該

畤

間

に

対

す

る

前

項

の

規

定

ത

適

用

に

つ

61

て

は

同

項

第

号

中

 \neg

第

項

に

規

定

す

る

教

育

委

員

会

規

則

で

定

め

る

割

合

_

لح

あ

る

の

は

百

分

の百」とする。

第二十二条中「及び第五項」を「、 第五項及び第六項」 に改める。

(提案理由)

超勤代休時間制度を導入する等の必要がある。

2 略 (職員の定義)	新条例
2 第二条 (職員の定義) 第二条 の 番目	IΒ
新	条
いう。一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一	例

改 杉

改正する条が並区幼稚

対照表の

勤 務 時

間、

休

月

休 暇 等 に 関

する

条 例 の _ 部 を

袁 新 教 旧 育

例

方 公 務 員 法 第 + 八 条 の 五 第 項

3

第 地 + 八 条 の 六 第 項 に 規 定 す る 短 時 又 間 は 勤

務 \odot 職 を 占 め る 者 以 下 再 任 用 短 時 間 勤

務 職 員 _ لح L١ う。 の 正 規 の 勤 務 時 間 は

第 項 の 規 定 に か か わ 5 ず 休 憩 時 間 を 除

き 週 間 に つ 61 て + 五 時 間 Ξ + 分 か 5 Ξ

+ 時 間 ま で の 範 井 内 で 教 育 委 員 会 が 定

4 略

め

る。

超 勤 代 休 時 間

第 + 条 の 兀 教 育 委 員 会 は 杉 並 \overline{X} 幼 稚

袁

教 杉 並 育 職 X 条 員 例 の 第 給 + 与 八 に 号 関 す 第 る _ + 条 例 条 第 平 五 成 + 項 の 規 年

定 に ょ IJ 超 過 勤 務 手 当 を 支 給 す き 職 員 に

ょ 対 IJ 7 当 該 教 超 育 過 委 勤 員 会 務 規 手 当 則 の の 定 部 め る の とこ 支 給 3 に 代

勤 わ る 措 置 の 対 象 ح な る ㅎ 時 間 以 下 超

会 代 規 則 休 で 時 定 間 め る ح 期 しし う。 間 内 に ٢ あ る U 第 て 四 条 教 又 育 は 委 第 員

4

略

め

る

+

時

間

ま

で

の

範

井

内

で

教

育

委

員

会

が

定

き

第

3 再 任 用 短 時 間 勤 務 職

員

の 正 規 の 勤 務 時 間 は

項 の 規 定 に か か わ 5 ず 休 憩 時 間 を Ξ 除

週 間 に つ L١ て + 五 時 間 Ξ + 分 か 5

に

当

該

休

日

に

代

わ

る

日

 $\overline{}$

11

て

代

休

日日

لح

11

う。

会

規

則

で

定

め

る

とこ

3

に

ょ

第

+

四

条

教

育

委

員

会

は

職

勤

務

す

る

こ

۲

を

命

じ

た

場

合

休

日

の

代

休

日

U

な

١١

2 き 務 定 れ す 割 六 る。 る 条 時 す た 勤 1) 間 る 日 休 振 第 務 代 日 を 日 の 5 含 等 全 休 項 れ 部 日 む 第 た の + = لح 又 を 日 規 除 は しし 定 う。 及 条 第 に L١ 部 + た び の ょ 第 規 四 を 日 1) 指 + 条 定 の に 正 う 兀 第 定 割 に 規 す 条 ち 1) ょ の る 振 第 次 IJ 項 勤 こ 条 5 割 に 務 لح れ 項 1) に お 時 が た に 規 間 振 規 勤 定 て が 6

規 勤 れ 務 の た 前 勤 職 項 務 員 0こ は 時 規 定 間 に に を 命 該 お ょ ぜ 超 1) L١ 5 超 て 勤 れ も 代 勤 勤 休 代 場 務 時 休 す 合 間 時 るこ を に 間 除 を は لح ㅎ 指 特 を 定 正 に さ

ح 以 IJ に 員 U 下 は に て こ 当 休 の 該 日 教 勤 条 休 育 に 務 に 日 委 特 日お 前 員 に 第 に、 + 休 11 会 勤 て 規 務 兀 日 当 則 条 す の る 代 該 代 で こ 休 休 定 教 休 日 لح 日 日 め 育 を る に 委 لح لح 代 命 員 こ 会 11 わ じ う。 3 る た は 日 に 場 ょ 合 職 $\overline{}$ لح 以 に 1) 員 U 下 は に

当

該

休

日

前

教

育

委

員

休

日

に

特

に

て

第

兀

条

こ

ത

条

に

お

(教育委員会規則で定める日数を限度とす	(教育委員会規則で定める日数を限度とす
までに規定する年次有給休暇、病気休暇	までに規定する年次有給休暇、病気休暇
場合、勤務時間条例第十五条から第十七条	場合、勤務時間条例第十五条から第十七条
された代休日をいう。以下同じ。)である	された代休日をいう。以下同じ。)である
時間条例第十四条第一項の規定により指定	時間条例第十四条第一項の規定により指定
及び第十三条の規定による休日並びに勤務	及び第十三条の規定による休日並びに勤務
体日 (勤務時間条例第十二条	代休時間及び休日 (勤務時間条例第十二条
	間条例第十一条の四第一項に規定する超勤
第十九条 職員が勤務しないときは、	第十九条 職員が勤務しないときは、勤務時
(給与の減額)	(給与の減額)
H 条 例	新条例
員の給与に関する条例の一部改正)	附則第二項による改正(杉並区幼稚園教育職員
2 略	2 略
く。)を指定することができる。	く。)を指定することができる。
この項の規定により指定された代休日を除	この項の規定により指定された代休日を除
時間が割り振られた日(休日及び	代休時間が指定された勤務日等、休日及び
又は第六条第一項の規定により正規の勤務	等(第十一条の四第一項の規定により超勤

支

給

に

係

る

次

の

各

号

に

掲

げ

る

時

間

に

対

て

つ 免 び す た は る つ き 1) に る た 除 そ の 場 す 教 $\overline{}$ 給 合 る の 育 第 及 _ こ 与 を 勤 を 委 び + 額 除 لح 務 承 員 特 =ㅎ に 認 会 を し 別 減 条 つ な さ 規 休 そ 額 に き しし れ 則 睱 規 教 こ 勤 で L の て 定 定 勤 育 لح 務 生 給 す 委 及 L め 務 理 与 る び な る L 員 休 を 勤 な 会 給 か 日 睱 支 務 11 の 与 つ 数 に た を 給 承 の す 時 時 認 減 場 限 あ る。 合 つ 間 間 額 の 度 当 を 並 ح て に あ

2 略

超 過 勤 務 手 当

第

+

条

略

6 す る 勤 超 務 時 勤 代 間 休 条 時 例 間 第 を + 指 定 条 さ の 四 れ た 第 場 合 項 に に お 規 l١ 定

え て た لح 勤 き 務 は し た 全 前 時 項 間 に 規 の う 定 ち す 当 る 六 該 + 超 勤 時 代 間 休 を 時 超

て、

当

該

超

勤

代

休

時

間

に

職

員

が

勤

務

L

な

か

間 の 指 定 に ょ 1) 代 え 5 れ た 超 過 勤 務 手 当 の

> 2 略

た

1)

つ

き

つ

た

免

超

過

勤

務

手

当

第 + 条 略

2

5

5

略

及 び 特 別 休 暇 生 理 休 睱 に あ つ て ح

る 教 育 を 委 員 承 認 会 さ 規 則 れ で 勤 務 定 し め な る か 日 つ 数 た を 場 限 合 度

除 に そ $\overline{}$ の 勤 務 U な 11 こ لح 及 び 給 与 の

減

額

を

並

び

す

は

る

す る こ لح に つ き 教 育 委 員 会 の 承 認

場 合 を 除 ㅎ そ の 勤 務 L な L١ 時 間 **ത**

第 給 _ 与 + 額 を 減 条 額 に 規 し て 定 給 す 与 る を 勤 支 務 給 す 時 間 る

当

に

あ

の

7

認 じ 号 該 規 は て を 各 定 に 得 得 定 号 す 当 る た て め に 該 額 教 る 掲 勤 時 育 割 げ 務 の 間 超 委 合 る 員 時 過 の 時 時 勤 会 範 間 間 間 規 務 井 当 の に 手 当 則 た つ 内 \overline{X} で 分 IJ き で を 定 に の 人 事 支 め 応 給 第二十 給 る じ 与 委 員 て す 割 額 る 当 合 会 に を 該 条 の 乗 承 各 に

+ 五 時 前 そ ま 項 で の 第 時 の 間 間 号 で が に 午 掲 あ る 後 げ 場 + る 合 時 時 は 閰 か 5 翌 百 百 分 日 分 の の の 百 午 百 七 前 五

+

五

か

5

第 二

項

に

規

定

す

る

教

育

委

員

会

を

要

U

な

しり

は、 規 か 5 則 <u>컞</u> そ で 日 の 定 め 割 の 午 る 合 割 に 前 百 合 五 分 時 そ の 二 十 五 ま で の 時 の 間 間 を が で 午 加 あ る 算 後 U 場 + た 合 時

割

を

減

じ

た

割

合

定 か め る 第 割 合 項 を 減 規 定 じ た す 割 教 合

5

 \equiv

に

る

育

委

員

会

規

則

で

前

項

第

一号

に

掲

げ

る

時

間

百

分

の

五

+

第 兀 項 に 規 定 す る 七 時 間 兀 + 五 分 に

達

す

も

の

を

減

じ

た

も

の

で

除

L

て

得

た

額

 $\overline{}$

次

ത

各

も

て

で

じ

た

も

の

か

5

同

項

に

規

定

す

る

勤

務

時

間

を

五

条

第

_

頂

に

規

定

す

る

勤

務

時

間

に

五

+

_

を

乗

に

+

を

乗

じ

そ

ത

額

を

勤

務

時

間

条

例

第

Ξ

育

委

員

会

規

則

で

定

め

る

手

当

の

月

額

の

合

計

額

教

号

に

掲

げ

る

者

に

あ

つ

て

は

そ

の

額

に

当

該

各

号

会 同 間 項 る の 規 ま 百 頂 に の 則 第 規 対 で す لح で 定 の 号 す る 定 の 間 る。 め 中 前 適 の る 項 用 勤 割 第 が **ത** 務 合 規 に あ 頂 定 る 係 場 ح に \odot る 合 時 あ 規 適 る 定 用 に 間 す お の に に は る つ け つ 教 61 る L١ 育 て 当 て 百 委 は 該 前 時 分 員

第 て で じ 条 に 項 勤 育 給 に ++ 教 除 た 第 委 料 規 務 も 育 L _ 員 の 定 第 て を 会 す Ξ 条 委 の 項 月 時 得 に 乗 間 員 か 規 額 る 項 当 会 た 5 規 じ 則 及 勤 第 規 定 で び 務 第 + た 時 同 則 間 頂 す そ 定 人 五 1) 九 る 事 頂 で に に の め 時 条 の 定 人 規 勤 額 る 間 及 第 給 委 当 手 与 め 事 定 務 を 員 び _ 当 委 す た 第 る 時 勤 会 頂 額 六 日 員 る 間 務 の の 1) の **ത** 会 勤 に 時 月 項 算 承 の 第 _ + 数 の 務 五 間 額 認 給 並 出 条 与 び を 承 畤 + を **ത** _ 乗 認 間 例 合 得 額 に 条 じ を を 第 第 を 計 て は 前 た 得 五 乗 \equiv 額 教 条

> 第 $\overline{}$ 給 に 項 勤 料 規 十 務 の 定 第 す Ξ 条 月 時 間 額 る 項 当 及 勤 及 第 + び 務 び た 人 第 九 1) 事 時 五 条 の 委 間 項 第 給 当 与 員 _ 会 た 頂 額 の 1) **ത** 算 承 の 第 認 給 並 出 + を 与 び 得 額 に 条 第 7 は 前

> > 条

教 除 に の 掲 を 育 L 委 て げ 減 員 得 る じ 会 者 た た も 規 に 時 あ の 則 間 つ で で に て 除 定 人 事 は L め て 委 る そ 得 \Box 員 た 会 の の 額 額 数 の に を 承 $\overline{}$ 次 乗 当 認 の じ を 該 各 各 た 得

ー 及 び 二 号に定める数を乗じて得た額)とする。 略

一及び二善略号に定める数を乗じて得た額)とする。